

令和 6 年 7 月発行 (No.99)

【令和 6 年 4 月 30 日現在 世田谷区国民健康保険の加入状況:世帯数 125,313 世帯／被保険者数 166,516 人】

令和 6 年度国民健康保険料を決定しました

納入通知書の
詳細は P2,3 へ!

●国民健康保険加入者の前年(令和 5 年 1 月から 12 月まで)の所得をもとに、世帯単位で計算した保険料の納入通知書および納付書を世帯主へ送付します。

※口座振替、特別徴収の世帯には納付書を送付しません。既に国保を脱退した方にも納付書をお送りする場合があります。

脱退しているのに支払うの?
保険料が高くなって?



その質問、区ホームページで
お答えしています!



こちらから
ご確認ください!

所得の申告が必要です

●保険料の計算や均等割額の軽減判定は、前年の所得をもとに行います。所得の申告が済んでいない世帯主と国保加入者の方は、収入の有無に関わらず所得の申告をお願いします。

収入がない場合は、
令和 6 年 1 月 1 日現在にお住まいの
自治体に住民税の申告をしてください!

Check!

1 月 1 日現在、世田谷区にお住まいの方は、区ホームページ
「特別区民税・都民税の申告」から申告方法を確認できます。



保険料が変更になることがあります

●納入通知書は令和 6 年 6 月 22 日時点の状況により作成しています。

変更の
可能性あり

①前年所得の変更

②加入・脱退・減免の届出

③前年の所得が未申告

④令和 6 年 1 月 2 日以降に転入し、
世田谷区で所得が分からない方

③・④の方は
今回、均等割額のみ
の保険料となっています。



保険料が変更になった場合は、その都度納入通知書等を送付します。
新しい納入通知書等が届くまでは、今回お知らせした金額でお支払いください。

問い合わせ

国保・年金課

資格賦課

☎ 5432-2331

令和 6 年
12 月 2 日から

保険証は廃止され、マイナ保険証を 基本とする仕組みに移行します



これに伴い、現行の保険証の新規・再発行を行うことができなくなりますが、
お手元にある有効な保険証は最長令和 7 年 9 月 30 日まで使うことができます。

保険証廃止についての情報は、区ホームページをご確認ください。

保険証廃止については
こちらから



利用するメリット

Point
01

医療費を 20 円節約できます!

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を 20 円節約でき、
自己負担も低くなります。

Point
02

より良い医療を受けることができます!

過去のお薬情報や健康診断の結果をみられるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治
療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

Point
03

限度額適用認定証の申請が省略できます!

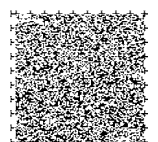
オンライン資格確認システムを導入している医療機関・薬局では、本人が情報提供に同意すると「限
度額適用認定証」がなくても、医療費の負担が限度額までとなります。

問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

マイナ保険証の利用には
事前登録が必要です



納入通知書の見方

●年度当初の納入通知書を、本紙と一緒に送っています。
●このページに関する問い合わせは、国保・年金課 資格賦課課 ☎5432-2331

例

1

世田谷 太郎 様

世田谷区国民健康保険料納入通知書

世田谷 区 長

お問い合わせの際は、
こちらの番号をお知らせください！

☞ 記号番号 12 - 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇

1 世帯の保険料は次のとおりです。計算方法は裏面をご覧ください。（令和6年度相当分）

	均等割 軽減	基礎分（医療分）保険料		後期高齢者支援金分保険料		介護分保険料（40歳から 64歳までの方に賦課）		年保険料
		賦課基準額	①所得割額	賦課基準額	③所得割額	賦課基準額	⑤所得割額	
		人 数	②均等割額	人 数	④均等割額	人 数	⑥均等割額	
前 回								
増 減								
今回の 通知内容		4,500,000円	① 391,050円	4,500,000円	③ 126,000円	3,150,000円	⑤ 74,340円	771,890円
		3人	② 122,750円	3人	④ 41,250円	1人	⑥ 16,500円	

2 各期のお支払い保険料は次のとおりです（令和6年度賦課分）
【普通徴収】（納付書または口座振替によるお支払い分）

	前回	今回	お支払い済 みの保険料	納めていた だく保険料	納期限
4月期					
5月期					
6月期					
7月期		86,290		86,290	7月31日
8月期		85,700		85,700	9月2日
9月期		85,700		85,700	9月30日
10月期		85,700		85,700	10月31日
11月期		85,700		85,700	12月2日
12月期		85,700		85,700	1月6日
1月期		85,700		85,700	1月31日
2月期		85,700		85,700	2月28日
3月期		85,700		85,700	3月31日
合 計		771,890		771,890	

【特別徴収】（年金からの天引き）

	前回	今回	
4月期			・特別徴収義務者
6月期			・特別徴収対象年金
8月期			・来年度前半の特別徴収金額（仮徴収）
10月期			
12月期			
2月期			
合 計			

3 世帯で国民健康保険に加入している方の保険料の個人別内訳と加入期間は次のとおりです。（金額の単位：円）

国保加入者氏名	加入期間												所得割の算出基礎 令和6年度賦課基準額	保険料	基礎分（医療分）		後期高齢者支援金分		介護分	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			⑦月数	年保険料	⑧月数	年保険料	⑨月数	年保険料
世田谷 太郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3,150,000*	518,375	12	322,835	12	104,700	12	90,840
世田谷 花子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,350,000	220,715	12	166,415	12	54,300		
世田谷 次郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0#	32,800	12	24,550	12	8,250		

ご自身の加入期間をご確認ください

◎ 加入期間（介護分を含む） ○ 加入期間（介護分を含まない）

* 特例対象被保険者等（非自発的失業者）の保険料軽減制度適用後の額を表示

未就学児の均等割額軽減制度適用後の額を表示

※ 最高限度額世帯で加入者が2人以上の場合、個人別内訳の保険料は最高限度額をあん分した金額を表示。

※ 「国保加入者氏名」欄は6人まで表記（7人以上の場合は人数を表示）。

賦課基準額が空欄の場合は所得の申告が必要です。P1をご確認ください。



① 納付義務者は世帯主です

世帯主が国保以外の健康保険に加入している場合でも、**納付の義務は世帯主**にあります。

※ 世帯主が国保加入者でない場合は、お名前の下に、（国保に加入しているのはご家族の方です。）と表示されます。
※ 保険料は国保加入者分のみ計算しています。
※ お支払いを個人毎に分けることはできません。住民票上の世帯内で合算です。

③ 月ごとのお支払い金額です

7月期から翌年の3月期までの**9回払い**です。一括払いも可能です。

⚠ 各月のお支払額は1か月分の保険料額と一致しません。

例) 令和6年4月から令和7年3月まで加入している世帯は、12か月分を9回で納めていただく為、各月の金額は、**約1.3か月分**になります。



② 保険料の計算方法



I 基礎分保険料

II 後期高齢者
支援金分保険料

III 介護分保険料※3

=

IV 保険料

①所得割額

加入者全員の
令和6年度
賦課基準額合計※1

×

8.69%

+

②均等割額※2

加入者数

×

49,100円

最高限度額：65万円

③所得割額

加入者全員の
令和6年度
賦課基準額合計※1

×

2.80%

+

④均等割額※2

加入者数

×

16,500円

最高限度額：24万円

⑤所得割額

40～64歳の加入者全員の
令和6年度
賦課基準額合計※1

×

2.36%

+

⑥均等割額

40～64歳の加入者数

×

16,500円

最高限度額：17万円

=

年保険料

合計（①+②+③+④+⑤+⑥）

※1 賦課基準額とは**所得割額を計算するもとなる金額**です。

賦課基準額 = 前年の所得額 - 基礎控除 43万円

前年の所得額…各種収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額で、複数の所得がある場合は、その合計額です。
基礎控除…住民税基礎控除 43万円（所得額により控除額が異なる場合があります）のみ前年の所得額から差し引くことができます。

●詳しくは国保のしおりP19をご参照ください。

※2 未就学児（6歳に達する日以降の3月31日までの間にある方）の均等割額は**5割軽減**されます。

※3 年度の途中で40歳になる方は40歳になる月（1日が誕生日の方はその前月分から対象）分、年度の途中で65歳になる方は65歳になる月の前月（1日が誕生日の方はその前々月）分までが対象です。

⚠ 月数が12月に満たない場合は、①～⑥で算出した額に $\frac{7\sim9\text{の月数}}{12\text{か月}}$ を乗じた額をお支払い頂きます。



《モデルケースの計算例》

●太郎(45歳) 賦課基準額：3,150,000円 ●花子(38歳) 賦課基準額：1,350,000円 ●次郎(5歳) 賦課基準額：0円

I 基礎分保険料

①所得割額(3,150,000円+1,350,000円+0円)×8.69%=**391,050円**

②均等割額(49,100円×2人)+(49,100円×50%)=**122,750円**

+

II 支援金分保険料

③所得割額(3,150,000円+1,350,000円+0円)×2.80%=**126,000円**

④均等割額(16,500円×2人)+(16,500円×50%)=**41,250円**

+

III 介護分保険料

⑤所得割額 3,150,000円×2.36%=**74,340円**

⑥均等割額 16,500円×1人=**16,500円**

合計（①+②+③+④+⑤+⑥）

年保険料

771,890円

④ 特別徴収（年金からの天引き）

金額が記載されている世帯は、特別徴収（年金からの天引き）の対象です。ただし、下記1～3の条件**すべてに該当**する世帯です。

条件1	条件2	条件3
世帯主が国保加入かつ加入者全員が65～74歳	世帯主が年額18万円以上の公的年金を受給	介護保険料と国保料の合計額が公的年金受給額の $\frac{1}{2}$ を超えない。

☞ **令和7年4・6・8月期の保険料**は、**令和7年2月と同額を年金から天引き**します。これを仮徴収と言います。仮徴収した金額は、令和7年度の保険料に充当します。
※ 世帯主が令和7年10月までに75歳になる世帯は仮徴収しません。

特別徴収（年金からの天引き）▶



今年度75歳になる方



75歳になると自動的に**後期高齢者医療制度**へ移行します。**加入の届出は不要**です。

75歳の誕生日前月に制度に関するお知らせをお送りします。

※ 75歳の誕生月から保険料を計算します。同じ世帯に引き続き国保加入者がいる場合、お支払い時期が重なります。

※ **口座振替を希望する方はお手続きが必要です！**（国保の口座情報の引継ぎができません）

問い合わせ

国保・年金課 後期高齢者医療 ☎5432-2390

保険料の軽減・減免制度

軽減・減免制度の詳細は、
二次元コードから区ホーム
ページでご確認ください。



申請が不要な制度です

均等割額の軽減

世帯主と国保加入者全員（旧国保被保険者※₁を含む）の前年（令和5年）中の所得の合計が、下表の基準額以下の世帯は、均等割額を軽減します。

軽減割合	世帯の軽減基準額
7割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等※ ₂ の数 - 1)
5割	43万円 + 29.5万円 × 被保険者数と旧国保被保険者数※ ₁ + 10万円 × (給与所得者等※ ₂ の数 - 1)
2割	43万円 + 54.5万円 × 被保険者数と旧国保被保険者数※ ₁ + 10万円 × (給与所得者等※ ₂ の数 - 1)

◆軽減の基準日は、令和6年4月1日（賦課基準日）。ただし、新規加入世帯は国保の資格を得た日。

◆下線部分は、給与所得者等が2人以上の場合に適用。

※₁ 国保を脱退して後期高齢者医療制度に移行し、脱退日以降継続して国保加入者と同じ世帯にいる方

※₂ 一定の給与または公的年金等の所得がある方

未就学児の均等割額の軽減

未就学児（令和6年度は平成30年4月2日～令和7年4月1日までに生まれた方）の均等割額を5割軽減します。上記「均等割額の軽減」に該当する場合、軽減後の額から5割軽減します。

申請が必要な制度です

非自発的失業者（解雇や雇止めによる失業の方）

対象者	次の①②のいずれにも該当する方 ① 離職時に65歳未満 ② 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知に記載された離職理由が次の方 【特定受給資格者】11・12・21・22・31・32 【特定理由離職者】23・33・34
軽減期間	離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで（離職日の翌日の属する年度と翌年度）
軽減内容	対象者の前年の給与所得を30/100とみなして保険料を計算
必要書類	・雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知 ・国保の保険証
申請方法	国保・年金課窓口（世田谷区役所第2庁舎2階26番窓口）、郵送、電子申請

旧被扶養者の減免制度

会社の健康保険等（国保組合を除きます）から後期高齢者医療制度に移行した方に扶養されていた65歳以上の方が対象です。所得割額は全額免除、均等割額は加入から2年を経過する月まで5割軽減します。

産前産後期間の免除

対象者	令和5年11月1日以降に出産予定の方・出産された方 ※「出産」とは、妊娠85日以上の方娩をいいます（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も対象です）
免除期間	出産（予定）日が属する月の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から 出産（予定）日が属する月の翌々月までの計4か月間（多胎妊娠の場合は計6か月間）
必要書類	母子健康手帳または医療機関が発行した証明書等
申請方法	国保・年金課窓口（世田谷区役所第2庁舎2階26番窓口）または郵送

問い合わせ

国保・年金課

資格賦課

☎ 5432-2331

保険料の支払いは原則口座振替でお願いします！

※年金から天引きの方を除く

Web上で口座振替の申し込みができます！パソコンやスマホからご登録をお願いします。

※口座振替依頼書郵送や、保険料収納課窓口での登録も可能です。

☑ 毎月の支払いの手間が省け、納め忘れなし

☑ 還付金も自動で口座に振り込まれ安心です



便利です！
口座振替

口座登録・キャンペーン
詳細はこちらから



令和6年
9月2日まで！

口座振替新規登録キャンペーン実施中！

口座振替を新規でお申込みの方を対象に、

抽選で300名様に **せたがや Pay 3,000** ポイントをプレゼント！



詳細は手の
二次元コードから！



納付書による窓口支払い以外の納付方法

●モバイルレジ（ネットバンキング）

●au PAY ●d 払い ●J-CoinPay ●LINE Pay ●PayPay



●クレジットカードによる支払い



問い合わせ

保険料収納課

収納係

☎5432-2339

保険料は納期限内にお支払いください！

保険料は国民健康保険制度運営の大切な財源です。保険料は納期限までにお支払いください。

納付が困難な方は納付計画などをご相談ください。

※災害等の特別な事情により一時的に納付が困難な時は徴収を猶予する制度があります。

ご注意ください！

保険料を納めないと…

☑ 延滞金が保険料額に加算されます。

延滞金及び還付加算金▶



☑ 保険証が有効期限の短い「短期被保険者証」や医療費を全額負担する「被保険者資格証明書」に切り替わる場合があります。

☑ 財産（預貯金・給与・生命保険等）の差押えを行う場合があります。

問い合わせ

保険料収納課

徴収推進

☎5432-2343

医療費の一部負担金減免など

災害などの特別な事情によって一時的に生活が困難になり、資産などを活用しても医療費の一部負担金の支払いが困難となった場合は、申請により原則3か月以内は支払いを減額・免除する制度があります。

また、一部負担金の徴収を6か月以内の間、猶予する制度（徴収猶予）もあります。詳しくはお問合せください。

問い合わせ

国保・年金課

保険給付

☎5432-2349

保険料以外で お困りごとのある方へ

お金のこと、仕事のこと、こころの健康など、お困りごとはありませんか？世田谷区では、身近な相談窓口を紹介しています。解決への糸口を一緒にみつけましょう。



身近な相談窓口一覧▶



8月は各証の更新月です！

高齢受給者証 申請不要

70～74歳の方へ、令和6年8月1日から使える証を7月19日頃に世帯主へ順次郵送します（普通郵便）
自動的に更新されますので、申請は不要です！

問い合わせ 国保・年金課 資格賦課 ☎ 5432-2331



限度額適用認定証 一部申請必要 ※ 高額な医療費がかかるときに必要です！

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」（住民税非課税世帯の方）を医療機関の窓口へ提示すると、保険適用分の一部負担金が自己負担限度額までとなります。また、各証の有効期限は **7月31日** です。8月以降も証が必要な方や、新規で必要な方は申請をしてください。

※ マイナ保険証をご利用いただくと、限度額適用認定証がなくてもお支払いが自己負担限度額までとなります。

Q 限度額適用認定証（以下、証）は必ず申請する必要がありますか？

A 入院・手術等で医療費が高額になる場合、予め証を提示すれば窓口負担が自己負担限度額までとなります。医療費が高額にならない場合等は必ず申請が必要なのではありません。

よくある質問

Q 申請はどこでできますか？

A 国保・年金課窓口か、郵送での手続きが可能です。各総合支所くみん窓口、出張所、まちづくりセンターでは申請ができませんのでお気をつけください。

Q 証が交付されないことはありますか？

A 保険料の支払いが滞っていると交付できません。また、所得に応じ申請が不要な場合があります。詳しくは区ホームページをご覧ください。

● 69歳までの方



● 70～74歳までの方



問い合わせ 国保・年金課 保険給付 ☎ 5432-2349

特定健診を受けましょう！

40～74歳
対象

通常は10,000円程度かかる内容の検査を **500円** で受けることができます！

目的 糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の予防

内容 問診、血液検査、検尿、血圧測定、身体計測

受診券 5月下旬から順次発送（受診期限は令和7年3月31日まで）

問い合わせ 国保・年金課 特定健診係 ☎ 5432-2936

お早めに
受診下さい！



区の手続きや施設・イベント案内は **せたがやコール** 午前8時～午後9時（年中無休） ☎ 5432-3333 FAX 5432-3100